

川崎市中原区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において川崎市国際交流センターに設置する期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、投票時間を次のとおりとします。

令和7年7月3日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 鈴木 純一

期日前投票所	設置期間	投票時間
川崎市国際交流センター 別棟レクリエーションルーム	7月4日から 7月19日まで	午前9時00分から 午後8時00分まで